

情審第16号
平成30年3月13日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会
会長 一寸木吉久

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

平成29年10月6日付け総第91号で諮問（諮問第26号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、平成29年5月2日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、2015年（平成27年）6月に発生した新幹線火災の火災調査書（以下「本件文書」という。）の本件請求を、実施機関に対し行った。

なお、本件文書は、同月30日に走行中の東海道新幹線のぞみ225号（以下「本件列車」という。）車両内で発生した火災（以下「本件火災」という。）の調査に関して実施機関が保有する一連の文書である。本件火災の通報を受け、管内であったため実施機関（小田原消防署）が出動し、消火活動を行ったものである。

第3 審査請求の経緯

1 実施機関は、本件請求に対し、平成29年6月16日付けで本件処分を行った。なお、本件文書には、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）に関する第三者情報が含まれていたため、実施機関は、条例第13条第1項の規定に基づきJR東海への意見照会が妥当と認め、同年5月17日付けで同照会を行い、同月30日付けで意見書の提出を受けている。また、これに伴い、本件請求に対する諾否決定期限は、条例第13条第3項の規定に基づき、同年6月16日まで延長されたものである。

2 本件処分は、次の各情報を各々に記す事由により非公開とした。

- (1) 個人の氏名、住所、年齢、性別、電話番号、負傷状況、状態（写真等を含む）、個人の質問調査 条例第8条第1号に規定する個人情報に該当
- (2) 運転台内の写真、乗務員室内部の状況が分かる写真及び損害額 条例第8条第2号アに規定する法人情報に該当
- (3) 防犯カメラの時刻及び写真 条例第8条第5号に規定する公共の安全と秩序の維持に関する情報に該当

3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、平成29年8月19日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、平成29年8月23日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、平成29年9月6日付けで弁明書等を提出した。

- 3 審査庁は審査請求人に対し、平成29年9月7日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、平成29年9月18日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、平成29年10月6日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人の審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、非公開情報のうち、次の部分について公開を求めるものである。

- (1) 本件列車に乗務していた車掌、運転士及び列車長、JR東海関係職員並びにJR東海の警備委託先職員の各々の氏名（以下「対象情報その1」という。）
- (2) 本件火災による死者周辺の詳細図並びに現場見分調書（第2回）の添付写真17、18及び35（ただし、写真17及び18は、死体が写っていれば対象情報から除く。以下「対象情報その2」という。）
- (3) 現場見分調書（第2回）の添付写真3から9まで（以下「対象情報その3」という。）

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び平成29年12月26日実施の意見陳述によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 対象情報その1は、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第36条の8の規定に基づき、輸送の安全に関わる情報として公表されるものである。

条例第8条第1号ただし書アは、慣行として公にされるのであれば、個人情報であっても非公開としない旨を定めている。本件文書中のJR東海の役員氏名は公開されているから、同様に運転士や車掌の氏名も公開されるべきである。また、新幹線乗車時には運転士の氏名が放送される。さらに、タクシーやバスなどでは、運転者証を乗客に見えるよう表示している。タクシーの場合は法令による義務付けを確認している。鉄道の場合は調べられなかったが、同様と考える。

なお、過去にJR西日本福知山線の事故があったが、インターネット上の情報ページでは運転士や車掌の氏名も見ることができる。また、こうした非常時には、氏名の公開をしてもよいという法令の規定があると考ええる。

- (2) 対象情報その2中、本件火災による死者周辺の詳細図は、本件文書の公開部分に、死体が「仰向けの状態で見分され」と記述され、新幹線平面図でも図示されているから、条例第8条第1号に規定する非公開とすべき個人情報には該当しない。また、写真35は、死体部分だけ黒塗りにすれば公開できるはずである。（なお、写真17及び18については、死体が写っている旨を弁明書において実施機関が説明したところ、反論はなかった。）

- (3) 対象情報その3は、本件列車の運転台及び乗務員室内部の各写真であるが、JR東海が作成公開している教育教材では、同型の新幹線の運転台の写真が掲載されている。また同社の展示施設では、実物を再現した運転台の模型がシミュレータとして公開展示されているのだから、条例第8条第2号アに規定する非公開情報には該当しない。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び平成29年12月26日実施の意見陳述によると、実施機関の主張の要旨はおおむね次のとおりである。

1 対象情報その1について

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第19条は、火災を含む一定の鉄道運転事故が発生した場合、鉄道事業者に対し一定の事項の届出を義務付けており、同法第19条の3及びその細則である同法施行規則第36条の8は、当該届出に係る事項については、輸送の安全に関わる情報として国土交通大臣が公表するものとしている。
- (2) 鉄道事業者が届け出なければならない一定の事項は、鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）第5条が規定している。しかし、その中に対象情報その1に該当するものは見受けられない。
- (3) なお、同届出時に鉄道事業者が国土交通大臣に提出する「鉄道運転事故等報告書」の様式が告示されており、同様式中に鉄道関係者の氏名等の記載欄が見受けられるが、この「鉄道運転事故等報告書」そのものの公表を義務付ける法令の規定は見当たらない。
- (4) 当該公表は、インターネットの利用等によるものとされ、本件火災を含む「鉄軌道輸送の安全に関わる情報(平成27年度)」が公表されているが、対象情報その1は見当たらない。また、JR東海により公表されている実態も見受けられない。
- (5) したがって、対象情報その1は、条例第8条第1号ただし書アに該当する情報とは認められない。また、ア以外のその他のただし書事項にも該当するとは認められないので、非公開とすべき個人情報であると判断した。
- (6) なお、JR東海の役員の氏名は、会社役員として既に公表されていることから、公開したものであり、対象情報その1と同列ではない。また、審査請求人は「新幹線の乗車時に運転士の氏名が放送されている」、「タクシー等では、運転者証の表示が義務付けられており、同様に対象情報その1も公表が想定されるものである」旨の主張をしているが、JR東海から聴取したところ、氏名の放送や車内掲示は安全運行のサービスの一つとして実施しており法的な根拠はないものである。なお、JR東海の職員は身分証明書を着用しているが、これは内規によるものである。

2 対象情報その2について

- (1) 本件火災による死者周辺の詳細図は、写真ではないものの、死体の状況を具体的に図示

しており、個人のプライバシーに関わるものとして、条例第8条第1号に規定する非公開とすべき個人情報に該当すると判断した。

- (2) 写真17、18及び35は、死体が写りこんでいることから、(1)と同様に、条例第8条第1号に規定する非公開とすべき個人情報に該当すると判断した。

なお、写真35について、審査請求人は「死体部分を黒塗りにすれば公開できるはずである」と主張するが、たとえ黒塗りにしても、死体の状況が分かってしまうことになるから、写真全体を非公開としている。

3 対象情報その3について

- (1) 各写真には、本件列車の運転台や乗務員室の内部が克明に撮影されており、公開すれば、鉄道事業者が保持しようとしている新幹線の安全運行等のセキュリティが侵害されるおそれが高いものと言え、JR東海からの意見も踏まえ、条例第8条第2号アに規定する非公開とすべき法人情報に該当すると判断した。
- (2) なお、審査請求人は、「教育教材の写真や実物を再現した模型の展示により、同型の新幹線の運転台はJR東海が既に公開している」と主張するが、それらの写真や模型は実物と同じものではなく、安全上公開すべきでない部分は省かれていることをJR東海に確認している。また、実車両を公開することもあるが、その場合も、公開すべきでない部分は、見えないよう処置しており、実物そのものは公開されていない。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び両者の意見陳述並びに関係資料に基づき本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のよう
に判断する。

1 対象情報その1の非公開事由該当性について

- (1) 対象情報その1は、本件火災に関わったJR東海等の職員の氏名である。この情報が、条例第8条第1号本文に規定する個人情報に該当することに争いはないが、審査請求人は、同号ただし書ア（法令や慣行として公にされる情報）に該当するから、公開されるべき情報であるなどと主張している。
- (2) そこで、対象情報その1が、同号ただし書アに該当するかどうかを検討する。関係する法令の規定を確認すると、審査請求人の述べるとおり、鉄道事業法施行規則第36条の8は、鉄道事業法第19条の3の規定に基づき国土交通大臣が整理して公表すべき輸送の安全に関わる情報の一つとして、同法第19条の規定による届出に係る事項を挙げている。同条は、火災その他の列車運転中における事故が発生した場合、鉄道事業者に対し一定の事項の届出を義務付けており、本件火災もこれに該当するものである。

同条が届出を義務付ける一定の事項は、鉄道事故等報告規則第5条に規定がある。同条

の規定によると、列車火災事故については「当該事故の発生の日時及び場所、当該事故の概要及び原因、応急処置、復旧対策、復旧予定日時等について電話又は口頭で地方運輸局長に速報し、かつ、発生の日から2週間以内に、当該事故の発生の日時及び場所、当該事故の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した鉄道運転事故等報告書に当該事故の調査上必要と認める図面、書類等を添付して地方運輸局長に提出しなければならない」旨が規定されている。

この規定は、届出事項を列挙したものと認められるが、対象情報その1に相当する事項は見当たらない。また、同規則第9条に規定する「鉄道運転事故等報告書」の様式には「関係者」の欄があり、その記載上の注意書には「当該事故等の発生に関係した鉄道係員を記入すること。」とある。しかし、この報告書自体の公表を義務付けるような関係法令の規定は見受けられない。関係法令は、鉄道事業者が国土交通大臣に届け出た事項を「整理して公表するものとする」と規定するに止まっている。

当該公表は、インターネットの利用等によるものとされ、本件火災を含む「鉄軌道の安全に関わる情報（平成27年度）」が公表されているので、この内容を検分したが、対象情報その1に該当するような情報は見当たらなかった。その他、JR東海から自主公表されているような例も見受けられなかった。

- (3) また、審査請求人は、本件文書中JR東海の役員氏名が公開されているから、同様に運転士や車掌の氏名も公開されるべき旨を主張するが、役員とは異なり、一般職員である運転士や車掌の氏名が公表されるような法令の規定や慣例は見当たらない。
- (4) さらに、審査請求人は「新幹線乗車時には運転士の氏名が放送される」、「タクシーやバスなどでは、運転者証を乗客に見えるよう表示しており、鉄道の場合も同様と考えられる」ことから、運転士等の氏名は公開されるべき旨を主張する。確かに、運転士の氏名が放送されることはあり、実施機関によれば、車内掲示も行われている。また、JR東海の職員は身分証明書を着用しているという。実施機関は、これらの措置は、JR東海の任意のもので法的な根拠はないと主張するが、法的な根拠がなくとも「慣行として公にされ」ていれば、条例第8条第1号ただし書アに該当するものである。

しかし、JR東海によるこれらの措置は、あくまでその時々の乗客に対し、列車に乗車している職員が当該列車を安全に運行する責任を負っていることを示すために行われるものであって、乗車の有無を問わず広く一般に対して行われるものとは認められない。

したがって、運転士の氏名等が慣行として公にされているとは認められず、条例第8条第1号ただし書アには該当しない。

- (5) 審査請求人は、その他諸々主張するが、条例第8条第1号ただし書ア乃至ウに該当するような事情は認められない。したがって対象情報その1は、非公開事由に該当する個人情報であると認められる。

2 対象情報その2の非公開事由該当性について

- (1) 対象情報その2は、本件火災による死者に関するものである。なお、現場見分調書（第2回）の添付写真17及び18については、非公開とすることに争いがなくなったと認められるので、審議の対象から除外する。
- (2) 始めに、本件火災による死者周辺の詳細図について検討する。審査請求人は、死体が「仰向けの状態で見分され」と記述され、新幹線平面図でも図示されているから、非公開情報ではないなどと主張する。しかし、公開部分が死体の状況の抽象的な記載に止まるのに対し、当該詳細図は、写真ではないものの、図示することにより、死者の死亡時の状況を具体的に明らかにするものであるから、個人のプライバシー、尊厳に強く関わるものであると認められる。したがって当該詳細図は、条例第8条第1号本文に規定する個人情報であり、かつ同号ただし書のいずれにも該当しない非公開情報であると認められる。
- (3) 次に、現場見分調書（第2回）の添付写真35について検討する。審査請求人は、死体部分を黒塗りにすれば公開できるはずであるなどと主張する。しかし、仮にそのようにして公開したとしても、黒塗りにした部分が死体であることは認識されるわけであるから、(2)と同様に死体の具体的な状況が判明してしまうものと考えられる。したがって、黒塗りにして単に死体そのものを見えなくすればよいという考え方を採用することはできず、当該写真は、その全体が(2)と同様の非公開情報であると認められる。
- (4) 以上の検討から、対象情報その2は非公開事由に該当する個人情報であると認められる。

3 対象情報その3の非公開事由該当性について

- (1) 対象情報その3は、本件列車の運転台及び乗務員室内部の各写真である。審査請求人は、これらの情報が、教育教材の写真や実物を再現した模型の展示により既に公開されているなどと主張する。確かにそのような教材の写真や模型の展示は見受けられるところである。しかし、これらの内容が対象情報その3の内容と同一であるという審査請求人の主張は認めることができない。実物の運転台等には、列車の安全な運行や危険回避のための一定の装置類等があり、それらを公開することは、鉄道事業者の安全な運行の管理に支障を来すおそれがあると認められる。そのような装置類等が教材の写真や展示模型からは省かれ、さらに実物の一般公開の際にも見えないよう措置されているという実施機関の説明はもっともであり、不合理な点も認められない。対象情報3は、その全体が、新幹線の安全な運行の管理に関わる実際の状況を示すものであり、一般公開を前提として整えられたものではない。
- (2) そうすると、対象情報その3は、公開することにより、列車の安全な運行の管理という鉄道事業者としてのJR東海の正当な利益を害する情報であると判断でき、条例第8条第2号アに掲げる非公開事由に該当する法人情報であると認められる。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年 月 日	経 過 内 容
平成29年10月6日	審査庁からの諮問書を受付
平成29年11月15日 第69回情報公開審査会	事案の審議
平成29年12月26日 第70回情報公開審査会	審査請求人及び実施機関による意見陳述の聴取及び事案の審議
平成30年2月13日 第71回情報公開審査会	答申案の検討